

第210回千代田区建築審査会議事録

日 時： 令和8年1月19日（月） 午後2時00分から午後2時40分まで

場 所： 区役所4階 402会議室

参加委員： 5名

会	長	関	智文
委	員	木島	千嘉
委	員	正木	順子
委	員	宇於崎	勝也
委	員	山崎	芳明

議 題： 建築基準法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定に基づき千代田区建築審査会の同意について

議案第38号 バス停留所上家 有楽町駅前1（晴海埠頭方向）

結 果： 同意した。

議事の概要

会長

議案第38号について、詳細を説明願いたい。

千代田区

道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線バス停留所の上家を、建て替えるものである。

雨風や日差し除けの効果に加え、ベンチの設置などにより公共交通機関としての利便性や快適性の向上を目的とした公益上必要な建築物である。

道路に対する影響については、所管の警察及び消防署並びに道路管理者から交通上支障がない旨の回答を得ており、各歩道残幅員からも通行上支障がないと判断できる。

このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。

委員

都営バス既設標柱の位置が移動しているが理由はあるのか。（質問）

千代田区

確認して回答する。

委員	既存のバス停の位置にバスを停車すると、屋根が乗車口と降車口の間にある高木に干渉してしまうために、今回の計画では乗車口から降車口までを覆う屋根が設けられていない。今後は乗車口から降車口まで屋根を設けることを想定し、あらかじめ高木に屋根が干渉しない位置にバス停を移しておくべきではないか。
千代田区	できるだけ乗降車口の両方に屋根をかけられるように道路管理者などと協議を行ったが、現在のバス停位置及び計画になった。関係者には委員から意見があった旨を伝達する。
委員	一般的に乗車待ちの列は乗車口から降車口に向かって伸びるが、高木がその中間にあることで、列が通常と逆方向に延びることも予想される。上家の雨風や日差し除けの効果を乗客が充分享受できるようにするため、やはり上家の計画以前にバス停の位置をよく検討すべきである。
千代田区	承知した。同じく関係者に伝達する。
委員	道路反対側のバス停留所上家は整備済みでよいか。
千代田区	平成31年頃に整備済みである。
委員	せっかく先にバス停留所に到着してベンチに座っても、離れた位置の乗車口から列が伸びるため、乗車順が後ろになってしまう。列の向きとベンチの配置についても今後検討してほしい。
千代田区	承知した。意見があったことを伝達する。
会長	9月26日付けの許可申請書であるが、東京都交通局として1月の建築審査会に付議することで問題ないのか。
千代田区	今回の建築審査会に付議するスケジュールで問題ないことを確認済みである。
会長	意匠図に記載のあるMCドゥコーが設計者であると認識していたが、許可申請書上の設計者は株式会社てんま構造となっている。どちらが構造設計者か。

千代田区	設計者はてんま構造である。MCドゥコーは上屋整備事業の事業主体である。
会長	地盤面算定表がついているのはなぜか。
千代田区	昨年度のバス停留所上家の同意案件において、道路に高低差があり平均地盤面を計算してもらったことから、その後の上家の申請には全て添付してもらうようにしている。
会長	許可申請理由書に防風ガラスと記載があるが、どこに設置されているか。
千代田区	記載誤りである。設置されていないため資料を修正する。
会長	反対意見がないようであるので、議案第38号について同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上

※確認のうえ後日回答を行うこととされた委員からの質問については、千代田区が申請者に確認を行って事務局経由で2月3日に委員へ回答した。

質問 都営バス既設標柱の位置が移動しているが理由はあるのか。

回答 バス乗車口により近い位置へ配置するためである。